

国立障害者リハビリテーションセンターにおける公的研究費等の
不正防止対策に関する基本方針

平成28年3月30日
総長（最高管理責任者）決定

「国立障害者リハビリテーションセンターにおける研究費に関する管理・監査規程」第4条第3項の規定に基づき、国、独立行政法人、地方公共団体等からの公的研究費及び公益財団法人等の民間団体からの民間研究助成金（以下、「公的研究費等」という）の運営及び管理を適正に行い、研究費の不正使用を防止するための基本方針を次のとおり定める。

- 1 公的研究費等の運営・管理に関わる最高管理責任者は、不正使用の防止対策に関してセンター内外に責任を持ち、積極的に推進していくとともに、その役割、責任の所在・範囲と権限を明確化し、責任体系を周知・公表する。
- 2 不正使用を誘発する要因を除去できる十分な抑止機能を備えた環境・体制について、必要に応じて見直しを行い、不正防止の取組を継続する。
- 3 不正使用を防止するための計画（以下「不正使用防止計画」という。）を、関係法令及び「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」等に沿って策定する。また、不正使用防止計画を効果的に実施するための重点項目を定め、具体的な対策としてセンター運営方針へ盛り込み実施する。
- 4 本基本方針は、センター内の状況及びセンター外の環境等を踏まえて柔軟に見直しを行い、実効性を確保する。